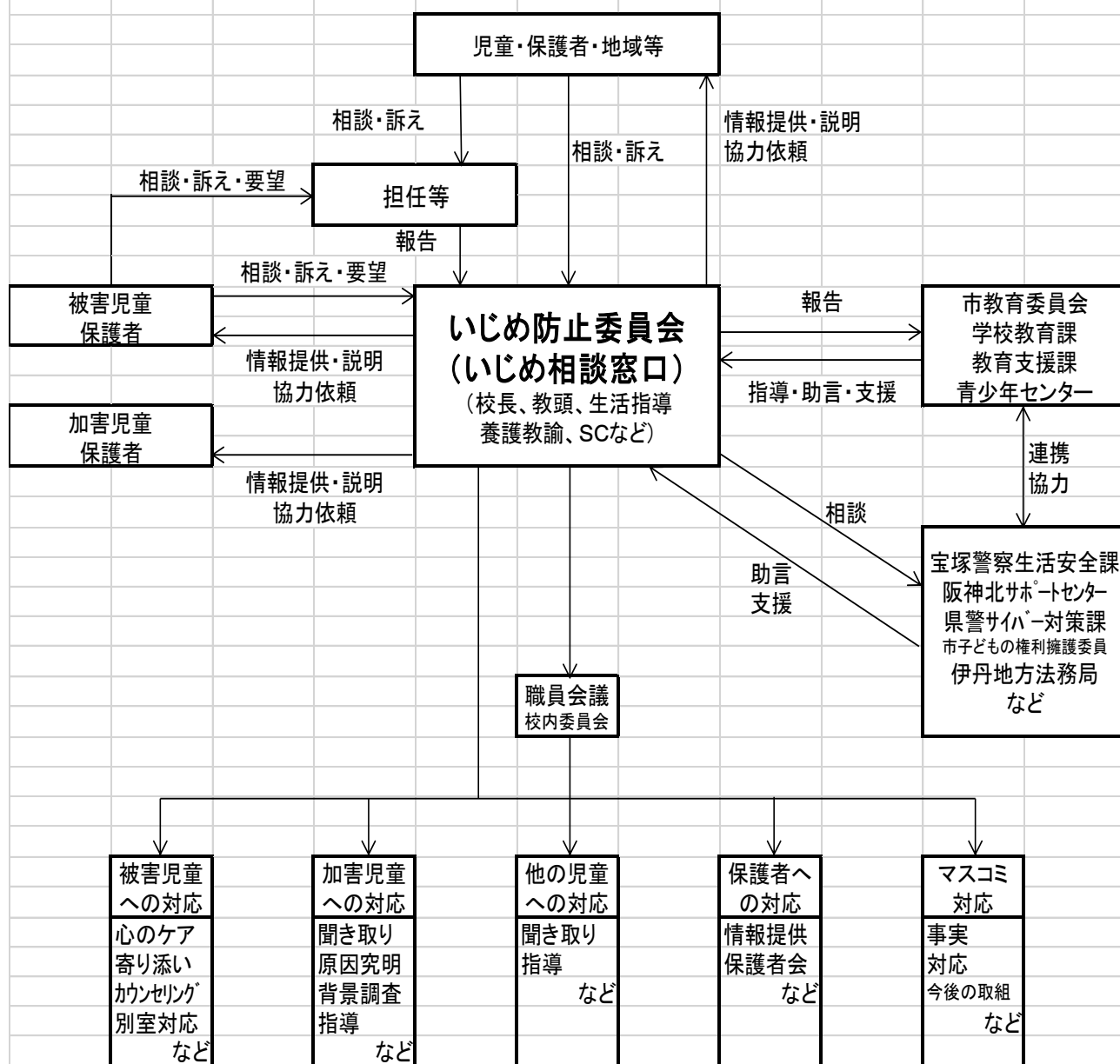


I 校内組織体制・対応

資料1

宝塚市立逆瀬台小学校



- 被害児童を第一に考えて対応する。
- 対応は迅速かつ組織的に行う。
- 情報提供や説明は、個人のプライバシーに十分配慮する。
- マスコミ対応は、窓口を一本化し、市教育委員会と十分に相談の上行う。
- いじめ解消後も継続的な見守りを行う。

いじめ対応マニュアル

宝塚市立逆瀬台小学校

いじめとは

当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

いじめに対する共通認識

- ① どの子にもおこりうることである
- ② いじめは人間として絶対に許されない
- ③ いじめられている子どもの立場に立った指導を行なう
- ④ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む

児童や保護者からの相談 訴え

いじめの発見

正確な状況の把握

個別聞き取り・個別指導
記録(いつ・誰が・どこで・何を・どうした)

学校全体で
関係教師・子どもから事情収集

教育委員会へ報告
学校教育課
職員課

管理職(校長・教頭) いじめ防止委員会
に報告

正確な事実の把握 対応の検討

関係機関への報告
家庭児童相談所
教育支援課
スクールカウンセラー

いじめ防止委員会・職員会議

教職員の情報共有

加害児童
被害児童への
対応・連絡

関係機関との連携強化 組織的な対応 早期対応

児童対応

いじめを許さない
事実確認・個別指導
指導の継続
心のケア
他児童への対応

教職員対応

意識と行動の統一

保護者対応

協力体制づくり
事実確認・認識
個別指導
家庭での指導依頼

いじめ防止委員会・職員会議

指導の継続・実態把握の継続

教職員周知

状況把握・指導の継続・子ども保護者への対応

いじめを許さない基盤の再構築

再発防止
信頼と協力の構築
教育委員会から指導
助言

II 年間指導計画		宝塚市立逆瀬台小学校				資料2
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
いじめ防止委員会	定例会 ・基本方針策定 ・年間計画策定 ・学校だより ・学校HP	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・アンケート分析	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換
児童	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 始業式講話	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 修学旅行	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 心と体のアンケート 平和集会	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 ストレスチェックシート・面談 終業式講話 学期の振り返り		「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 始業式講話 全校朝の会 運動会 サイバー犯罪講演会
教職員・保護者・地域等	職員会議 学年協議会	職員会議 学年協議会	職員会議 学年協議会	職員会議 学年協議会 研修(カウンセリングマインド) 研修(いじめ問題) 研修(人権教育)	職員会議 学年協議会 白書研究会	職員会議 学年協議会
	参観懇談 PTA総会・運営委員会	家庭訪問 オープンスクール 人権同和参観懇談		個人懇談会		オープンスクール
		学校評議員会 校区人権推進委員会		育成市民会議五者懇 校区人権推進委員会		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめ防止委員会	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換	定例会 ・情報交換 ・評価
					学校地域いじめ対策会議	
児童	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 自然学校 いじめアンケートと 面談	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 終業式講話 学期の振り返り	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 始業式講話 安全教室(命)	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 いじめアンケートと 面談	「シューアイス」運動 (靴、挨拶、姿勢) 全校朝の会 修了式講話 学期の振り返り
教職員・保護者・地域等	職員会議 学年協議会 Bブロック人権同和研究会	職員会議 学年協議会	職員会議 学年協議会	職員会議 学年協議会	職員会議 学年協議会	職員会議 学年協議会
	参観懇談	オープンスクール	個人懇談		参観懇談	懇談会
		学校評議員会	育成市民会議五者懇 育成市民会議地域行事		校区人権推進委講演 学校評議員会 学校関係者評価委員会	育成市民会議五者懇

Ⅲ ころとからだのアンケート

資料3

ころとからだのアンケート

年 月 日

名前

男・女

年

組

このアンケートは、担任や保健室の先生、スクールカウンセラーなどがみて、あなたのころとからだの健康のために使います。ふだんのあなたに一番よくあてはまるころを○でかこんでください。

	とても	かなり	すこし	
1 まちがいをしなないと 気になる	はい	はい	はい	いいえ
2 泣きたいような 気持ちになる	はい	はい	はい	いいえ
3 何をしてもうまくいかないような 気がする	はい	はい	はい	いいえ
4 なかなか決心がつかない	はい	はい	はい	いいえ
5 いやな夢や こわい夢をみる	はい	はい	はい	いいえ
6 夜、なかなかねむれない	はい	はい	はい	いいえ
7 いろいろと気にしすぎる	はい	はい	はい	いいえ
8 家にいる時でも、気持ちが落ち着かない	はい	はい	はい	いいえ
9 どうしたらよいか 決められない	はい	はい	はい	いいえ
10 はずかしがりやだ	はい	はい	はい	いいえ
11 たのしいことがたのしいと思えなくなった	はい	はい	はい	いいえ
12 小さなことでもよくよく考えてしまう	はい	はい	はい	いいえ
13 何かおこらないかと 気になる	はい	はい	はい	いいえ
14 心臓がどきどきするのが わかる	はい	はい	はい	いいえ
15 はげしい怒りがわいてくる(とてもはらがたつ)	はい	はい	はい	いいえ
16 悲しくて涙がとまらない	はい	はい	はい	いいえ
17 どんなにがんばっても意味がないと思う	はい	はい	はい	いいえ
18 ひとりぼっちになったと思う	はい	はい	はい	いいえ
19 自分のせいで悪いことがおこったと思う	はい	はい	はい	いいえ
20 家の人(おとうさんやおかあさんなど)のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ
21 こわくて、ひとりではられない	はい	はい	はい	いいえ
22 頭やおなかなどが痛いなど、からだのぐあいが悪いときがある	はい	はい	はい	いいえ
23 食欲がない(おなかがへらない)	はい	はい	はい	いいえ
24 学校のことが気になる	はい	はい	はい	いいえ
25 他の人が私をどう思っているのか 気になる	はい	はい	はい	いいえ
いまの気持ちを書いてください。				

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある

いじめられている児童

◎日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる
- 周囲が何となくざわついている
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う場所に座っている
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 給食を一人で食べるが多い
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 一人で離れて掃除をしている
- 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの 状況と本人が言う理由が一致しない
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめいる児童

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の児童に裏で指示を出す
- 活発に活動するが他の児童にきつい言葉を使う
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 悪者扱いされていると思い、ムキ、乱暴になる
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

1 重大事態の意味

法第28条第1項に規定されているように、重大事態とは次のように定義する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②の「相当の期間」については、国における不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

調査に当たっては、いじめの事実を明らかにするとともに、同様の事案の発生の防止に全力に努める。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生し、それを認知したときは、速やかに市教育委員会に報告する。また、報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(2) 調査主体と調査組織

教育委員会は、学校から重大事態の発生の報告を受けた時には、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校又は教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。特に、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会においても調査を実施する。

○ 学校が主体となって行う調査

学校が主体となって行う調査は、法第22条の規定により設置したいじめ防止委員会が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行う。その際、教育委員会と協議の上、調査組織に必要な応じて外部人材の参画を行う。

○ 教育委員会が主体となって行う調査

教育委員会が主体となって行う調査は、「いじめ対策委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒から聴き取りが可能な場合、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事実の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導や支援をしたり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが大切である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒をもっと身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限り配慮と説明を行う。
- 亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）により、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機構）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査結果については、市長に報告する。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うなど、適切な対応が求められる。

(2) 調査結果の報告

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査の趣旨及び調査主体について

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「(仮称)宝塚市子どもの権利サポート委員会」(以下「サポート委員会」という。)に諮問し、法第28条第1項の規定による調査結果について法第30条第2項の規定による再調査を行う。

サポート委員会は、市民の諮問に応じて調査結果の妥当性等の調査を行った上で、市長にその結果を報告するとともに、意見を述べるものとする。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会は指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援チーム支援員、医師や警察官経験者等の外部人材の派遣、地域関係団体等の協力などが考えられる。

また、市長は再調査を行ったとき、その結果について議会に報告しなければならない。その際、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保しなければならない。

いじめについて相談するところ

資料6

※ 通園、通学している学校園に相談窓口を設けているほか、それ以外にも相談するところがあります。

	相談窓口名	電話番号	受付時間	担当部署
市 の 相 談	いじめ相談	0797-77-2028	月～金 9:00～17:30	市教育委員会 学校教育課
	青少年何でも相談ダイヤル (子ども専用)	0797-84-0937	月～金 9:00～19:00	市教育委員会 教育支援課
	子どもの権利サポート委員会	0120-931-170	月～金 13:00～19:00 土 10:00～17:00 ※第1・3火曜日 10:00～17:00	市子ども政策課
	悩みの相談電話	0797-81-2775	24時間受付	御殿山ひかりの家 (市子育て支援課)
国 ・ 県 の 相 談	ひょうごっ子 ＜いじめ・体罰・子ども安全＞ 相談 24時間ホットライン	0120-783-111 0120-0-78310	毎日 9:00～21:00 (12/28～1/3 は休み) 24時間受付	ひょうごっ子悩み相談センター (県立教育研修所 心の教育総合センター内)
	24時間子供 SOS ダイヤル	0120-0-78310	24時間受付	文部科学省 上記のひょうごっ子悩み相談 センターに接続
	子どもの人権 110 番	0120-007-110	平日 8:30～17:15	法務省
		インターネット相談： http://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html		
	ひょうごっ子悩み相談 センター分室	0798-23-2120	平日 月～金 9:00～17:00	兵庫県教育委員会 阪神教育事務所分室
ネ ッ ト 関 係 の 相 談	ひょうごっ子 「ネットいじめ情報」 相談窓口	(TEL) 06-4868-3395 (FAX) 06-4868-3396	月～土 13:00～19:00 (日・祝日と12/28～1/3 は休 み)	兵庫県教育委員会
		電子メール相談 : soudan@hyogokko.npos.biz WEB メール相談 : http://hyogokko.npos.biz		
	サイバー犯罪相談窓口	078-341-7441 (代)	月～金 9:00～17:45	兵庫県警察本部 サイバー犯罪対策課

